



出題・解説

八木会計事務所
税理士

八木正宣

第1問

法人税について述べた次の文章のうち、正しいものはどちらですか。

①法人税とは、株式会社や特例有限会社などの法人が得た所得に課税される税金である

②法人税の確定申告期限は、事業年度の終了日から1カ月以内となっている

解説

法人税は、株式会社や特例有限会社、協同組合などの法人が事業を行って得た所得（もうけ）に対して課せられる国税です。

法人の所得に課税される税金には、ほかに地方税として法人都道府県民税、法人市町村民税、法人事業税があり、これらを総称して法人税ということもあります。

法人税の税率は、法人の形態や所得金額により図表1のように定められています。

また、人格のない（権利能力なき）社団等は法律上の法人ではありませんが、税法上は法人とみなされ、収益事業から生じた所得には法人税が課税されます。

法人税は、その会社の事業年度

の終了日から2カ月以内に確定申告書を税務署に提出し、納税しなければなりません。ただし確定申告期限については、会計監査人の監査を受け、決算が2カ月以内に確定しないなど一定の会社は、申請により3カ月以内とすることができま

す。

以上から、本問題の正解は①となります。

なりま

第2問

法人税法上の課税所得の計算について述べた次の文章のうち、正しいものはどちらですか。

①企業会計上の利益に一定の調整項目を加算減算して課税所得を算出する

②企業会計とは別に、税務上の益金から損金を差し引いて課税所得は算出しなければならない

解説

法人税の仕組みを知るうえで、押さえておかなければならないのが、企業会計（決算書）上の利益と、法人税

図表1 法人税の税率

法人の形態		課税対象事業	所得額		税率
普通法人	株式会社、合資会社、合名会社、合同会社など	すべての事業	資本金が1億円以下の法人	所得800万円以下の部分	22%
				所得800万円超の部分	30%
			上記以外の法人		30%
人格のない社団等	PTA、町内会など	収益事業のみ	所得800万円以下の部分		22%
			所得800万円超の部分		30%
協同組合等	農業協同組合、信用金庫など	すべての事業	-		22%
公益法人	財団法人、学校法人など	収益事業のみ	-		22%



テーマ 法人税の仕組み

図表2 法人税法上の調整項目

項目	企業会計上		法人税法上	
	収益	費用	益金	損金
①益金算入	×	-	○	-
②益金不算入	○	-	×	-
③損金算入	-	×	-	○
④損金不算入	-	○	-	×

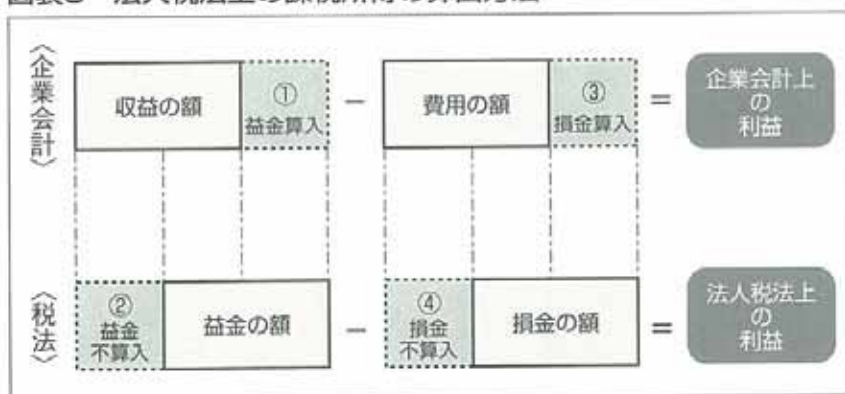
※○は計上する、×は計上しないことを意味する

法上の利益（法人税の課税対象となる所得）が異なるということですから、それぞれの計算方法は次の通りです。

- ・企業会計上の利益＝収益－費用
- ・法人税法上の利益＝益金－損金

企業会計上の利益とは、会社法の計算書類規則に基づいて計上されるものです。株主や債権者など利害関係者への情報提供が目的であり、貸借対照表や損益計算書な

図表3 法人税法上の課税所得の算出方法



どで表現されます。

一方、法人税法上の利益とは、税法に基づいて算出されるもので、税負担の公平性が重視され、また社会政策や経済政策によって変わります。

要するに、企業会計と税法では計上する目的が異なるために、利

益の金額が違ってくるわけです。

●決算書上の利益を調整

ただし、両者の利益が違うからといって、法人税法上の利益を、ゼロから計算しなければならぬわけではないわけではありません。決算書に計上された利益から、企業会計と税法で異なる項目を加算減算して調整することにより、課税所得を算出します。

調整項目は次の4つです。

- ①益金算入：収益に計上していないが、益金には計上する項目
- ②益金不算入：収益に計上しているが、益金には計上しなくてよい項目
- ③損金算入：費用に計上していないが、損金には計上する項目
- ④損金不算入：費用に計上しているが、損金には計上できない項目

法人税法上の課税所得は、企業会計上の利益に、①④に属す項目を加算し、②③に属す項目を減算することで求められます。

以上から、正解は①です。

88